

令和3年第2回臨時会

企画産業常任委員会
会 議 録

期日：令和3年4月23日（金）

場所：第2委員会室

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時 令和3年4月23日（金曜日） 午前11時11分 ～ 午後 3時 8分

会 場 第2委員会室

出席議員（6人）

3番 三浦常男	6番 秩父博樹	7番 石塚 柏
24番 大山利吉	25番 鎌田 正	27番 橋村 誠

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

観光文化スポーツ部長 伊藤 優 俊	温泉施設対策室長 高 橋 典
温泉施設対策室主査 須田千枝子	
企 画 部 長 福原勝人	総合政策課長 加賀貢規
総合政策課参事 新田雅昭	総合政策課副主幹 小笠原 潤
広報広聴課長 鈴木正人	広報広聴課参事 嵯峨美保子
地域活動応援課長 山信田恭弘	地域活動応援課主幹 高山知洋
移住定住促進課長 高橋 進	移住定住促進課副主幹 佐々木彰人
交流振興課長 山田由紀子	
農 林 部 長 渡辺重美	農業振興課長 杉山真矢
農業振興課参事 高橋隆伸	農業振興課参事 枝川 元
農林整備課長 佐藤治彦	農林整備課主幹 武藤直喜
農林整備課主査 新田知幸	
経済産業部長 富樫真司	商工業振興課長 熊谷直栄
商工業振興課主幹 今野 智	商工業振興課副主幹 畑山由美子
花火産業推進課長 竹村宏之	花火産業推進課主査 伊岡森 洵

議会事務局職員出席者

審査案件

- 1 報告第 4 号 専決処分報告について(令和 2 度大仙市一般会計補正予算(第 2 1 号))
 - 2 議案第 5 8 号 令和 3 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 号)
-

午前 1 1 時 1 1 分 開 会

○委員長（大山利吉） おはようございます。

本日は、本会議休憩中のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただ今から、企画産業常任委員会を開会いたします。

それでは、当委員会に付託された事件につきまして、お手元に配付の日程表にしたがって、審査してまいります。

なお、発言をする際は、委員長の許可を得たあとで、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はじめに、伊藤観光文化スポーツ部長からご挨拶がございます。

伊藤部長。

○観光文化スポーツ部長（伊藤優俊） この 4 月より、観光文化スポーツ部の部長を仰せつかりました伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

新設の部署に新任ということで、さらに加えて課長も 4 人中 3 人が新任と、何分不慣れなこともあることから議員の皆様にはご迷惑をお掛けする場合もあるかと思いますが、観光部門、文化部門、スポーツ部門を融合したチームワーク作りに全身全霊取り組み、新たな資源の発掘や観光パッケージを創出し、躍動感のある大仙市を目指してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日ご審議いただく案件ですが、令和 2 年度指定管理施設等に対するコロナ支援対策事業費の補正に係る専決処分報告、令和 3 年度中里温泉の源泉設備に係る補正と今冬の暴風雪により被災した道の駅及び温泉施設の復旧経費の補正、以上 3 件につきましてご審議いただくこととなりますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大山利吉） ありがとうございました。

それでは、当委員会では初めてでありますけれども、観光文化スポーツ部所管の案件について審査してまいります。

はじめに、報告第４号「専決処分報告について（令和２年度大仙市一般会計補正予算（第２１号））」のうち、温泉施設対策室所管分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。高橋温泉施設対策室長。

○温泉施設対策室長（高橋 典） おはようございます。

今年度より、観光文化スポーツ部とともに新設されました温泉施設対策室の高橋です。

今後、温泉施設の管理運営の改善に関する様々なアイデアを出し、スピード感をもって実行するとともに、温泉施設の今後の在り方についての検討に取り組んでまいりたいと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席させております温泉施設対策室の職員を紹介いたします。

温泉施設対策班、班長の須田千枝子主査です。

よろしくお願いいたします。

それでは、報告第４号、令和２年度大仙市一般会計補正予算（第２１号）の専決処分報告における、温泉施設対策室所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー２、令和２年度大仙市補正予算書（３月専決）の２１ページをご覧くださいます。

７款１項４目７３事業の指定管理施設等支援事業費（新型コロナウイルス対策）は、９００万円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染拡大による指定管理施設等の収入減少につきまして、指定管理者基本協定書における「不可抗力によって発生した費用等の負担」に基づき、指定管理者に補助金を支払うものであります。今般、令和３年１月までの減収実績に対して、補助金額が確定したことにより、減額補正を行ったものであります。

実績に伴う補助金減額の内訳であります、四季の湯が５０万円、道の駅かみおかが２００万円、道の駅なかせんが５００万円、太田グラウンド・ゴルフ場が１５０万円のそれぞれ減額となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大山利吉） なければ、これで質疑を終結いたします。

○委員長（大山利吉） 次に、議案第５８号「令和３年度大仙市一般会計補正予算（第１号）」のうち、温泉施設対策室所管分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。高橋温泉施設対策室長。

○温泉施設対策室長（高橋 典） それでは、令和３年度大仙市一般会計補正予算（第１号）のうち、温泉施設対策室所管分について、ご説明申し上げます。

補正予算の説明に入ります前に、４月３日から市直営で営業を開始した柵の湯の営業状況について、ご報告いたします。

４月２１日現在で、１日当たりの入湯者数は、平均２４２人であります。前年同月の２２１人に対しては１０パーセント増、令和元年４月の２６０人に対しては、７パーセント減の水準となっております。今後も、コロナウイルス対策をしっかりと講じながら、清潔で快適な温泉施設として、多くのお客様にご利用いただけるよう努力してまいります。

それでは、補正予算の説明に入らせていただきます。

今回の補正は、中里温泉の源泉復旧に係る経費及び今冬の豪雪により被災した温泉施設及び道の駅の災害復旧に係る経費の歳入歳出予算について、追加をお願いするものであります。

始めに、歳入予算につきまして、説明いたします。

資料ナンバー３、令和３年度大仙市補正予算書（４月補正）の１０ページをご覧ください。

歳入につきましては、２１款５項３目１５節の「建物損害共済金」に９４７万８千円を追加するものです。これは、道の駅なかせん及び南外ふるさと館における雪害が建物共済の対象となるため、計上するものであります。

次に、歳出予算につきまして、説明いたします。

補正予算書の１５ページと資料ナンバー３－１「主な事業の説明書」２１ページを併せてご覧いただきます。

歳出につきましては、7款1項4目20事業の市所有温泉施設管理費に1,105万5千円を追加し、補正後の予算額を1億4,441万9千円とするものであります。

始めに、現在までの経緯についてご説明いたします。

中里温泉におきましては、令和3年2月19日に源泉ポンプの故障により、揚湯不能となり、その翌日から沸かし湯にて新館浴場の営業をいたしております。

3月に源泉井戸孔内現況調査業務委託を発注し、4月6日、源泉井戸の水中テレビカメラ調査を実施しております。調査の結果、源泉ポンプの設置位置であります深度270メートル付近に多量のスケールが付着していることが確認されております。これにより、水位センサーが作動せず、源泉の水位が低下しても源泉ポンプが稼働し続けたため、焼き付けを起こしたことが故障の直接的な原因と考えられております。補正予算の内容といたしましては、水中テレビカメラ調査の結果を踏まえ、深度300メートルまでの源泉井戸洗浄及び源泉ポンプの交換工事請負費として、1,105万5千円を計上しております。

なお、本工事は9月末までの工期を予定しておりますが、井戸洗浄及び揚湯試験が完了する7月には仮設の源泉ポンプにより源泉の供給を再開できる見込みであります。

次に、補正予算書18ページをご覧ください。

11款4項1目10事業の観光施設災害復旧事業費（単独分）につきましては、2,323万2千円を追加し、補正後の予算額を2,323万2千円とするものであります。

今冬の豪雪により被災した道の駅2施設と温泉2施設、計4施設の復旧経費及び改修工事費であります。

財源内訳といたしましては、道の駅なかせん及び南外ふるさと館の復旧経費について、雪害による建物損害共済金947万8千円を充当しております。嶽の湯及び道の駅協和分の事業費につきましては、一般財源対応となります。

補正予算の内容ですが、1件目は、嶽の湯露天風呂周りの倒壊した柵の復旧経費67万円であります。復旧延長は102メートルで、杭を打ち直し、破損した柵を復旧するものであります。

2件目は、道の駅なかせんの屋根ふき替え工事費897万2千円であります。

これは、既存の瓦棒ぶきの屋根が直角に接している谷部分に雪がたまり、屋根材に大きな力が加わり変形、破損したことから、屋根の谷部分とその周辺5カ所553.2平方メートルについて、屋根のふき替えを行うものです。なお、屋根のふき方を瓦棒ぶき

から横ぶきに変更して、復旧しますので、今後はスムーズに落雪し、同様の被災は防止できるものと考えております。

3件目は、道の駅協和の屋根改修工事費1,308万4千円であります。

道の駅協和の屋根につきましては、屋根の谷部分にといが設置されている特殊な構造をしておりますが、今冬の豪雪や凍害により、そのことが原因とみられる大量の雨漏りが発生いたしました。現在、雨水処理と天井を補強しながら営業を継続しておりますが、再度の雨漏りの不安を根本的に解消するため、樋を廃止し、現在の屋根の上に片流れの屋根を設置する改修工事を行うものであります。

4件目は、南外ふるさと館の玄関東側屋根及び破風の修繕経費50万6千円であります。19平方メートル屋根及び破風を原状復旧するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、いずれの工事につきましても、早期に復旧を完了させ、お客様の安全と快適性を確保してまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、どうぞお願いいたします。はい、秩父委員。

○6番（秩父博樹） 市所有の温泉施設管理ということで、今回その、温泉施設対策室ということでスタート切ったところですが、ここの委員会の中でもこの温泉施設というのは本当にいろいろ議論されてきた部分なので、根本のところからちょっとひとつ伺いたいんですけど、温泉施設対策室の今後の市の温泉施設を持っていく方針として、要は、市民の健康増進という方向で持っていこうとしているのか、それとも観光というか売り上げを重視してやっていくのかっていう、その部分の方針、大きなところの方針ですけど、その部分今どういう方向性をもって考えておられるのかっていう部分、要は反比例する部分あると思うんだっすよね、要は観光を重視していくってなると、やっぱり売り上げっていう部分がすごく考えていかなければならない部分であって、健康増進ってなると、やっぱり赤字であっても市民の健康増進のために活用していくっていう、そういう考えになってくると思うので、そのどっちの方向性にいぐがっていうので取り組み方が全然変わってくると思うので、まずそこをひとつ伺いたいというののまず一つ。

もう一つあります。

中里温泉の利用者の目標、令和3年の11万5千っていうふうな設定になってますけど、ただ今のこの状況を見ると、かなり高いっていうか、厳しいっていうか、そういう目標をもっておられるのかなと思って、そのこの目標を立てたその理由っていうか、根拠っていうか、その部分のどういうふうな考えでこの目標を設定されたのがって、ちょっとその2点、お伺いしたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、伊藤部長。

○観光文化スポーツ部長（伊藤優俊） 最初の1点目の対策室の方針につきましては私の方から述べさせていただいて、二つ目の年間利用者目標につきましては室長の方から述べさせていただきたいと思います。

まず方針としては、市民の健康増進、交流、こちらがメインになるのかなと思っております。ただ、観光も当然捨てきれないところが十分ありますので、市民の健康増進はそのまま十分促進していくべきだと思いますし、観光文化スポーツ部という、新しい部も新設されたことから、さまざまな文化、観光資源としての文化施設なり、スポーツ資源、こういうものと絡め合わせて観光部分としての収入を見込めるような、例えばスポーツ合宿でありましても良いと思いますし、そういったパッケージを組んで収入の方をある程度確保していければというふうに考えております。

○委員長（大山利吉） はい、秩父委員。

○6番（秩父博樹） 今の1点のところ、お答えいただいたところですけど、やっぱりなんて言うのかな、二兎を追うっていうか、その部分でもしかしてまだ当局の方の方針っていうのもまだ漠然としているような感覚受けていて、市民の健康増進というの大目的にするのであれば、やっぱりある程度赤字であったとしても健康増進のために使うという方向は定まることなので、それはそれで今までのこのなんだ、財政的に難しい部分であっても健康増進ということであれば、ある程度しょうがないのかなっていう部分ありますけど、観光だどが合宿だどがに力入れていくってなってくると採算っていうか、その部分もやっぱりきっちり考えていかなければならないっていう、その、やっぱりなんだろう、二兎を追うっていうか、そうなってくると方針定まらないまま走っていくようなイメージあるので、その部分やっぱり方向性っていうか、今聞いた感覚でもまだ漠然としている部分あるのかなという印象なので、この後になるかもしれないですけど、今出来たばかりなので、しっかり定まった方向性っていうか、そこ当局の中でもよくよく煮詰めていただければというふうに思います。

○委員長（大山利吉） それでは、二つ目の質問に答弁願います。高橋室長。

○温泉施設対策室長（高橋 典） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

中里温泉の年間利用者目標 11万5千人につきましては、入湯やレストランの利用等全部含めた数字になってございますけれども、平成30年度の実績で11万4,550人ということで、その辺りに戻していくというか、その辺を目標にしております。令和2年度が、7万2千人まで落ち込んでますので、なかなかそこまで回復させるというのは難しいかもしれませんが、これを目標数値として持っております。

○委員長（大山利吉） 秩父委員。

○6番（秩父博樹） ここの説明書に書かれてある令和2年の7万2千っていうの、これもあれですか、温泉だけじゃなくて、レストラン等も含めたかたちになってらっすかね。そうすれば、やっぱりかなりこの高い目標と思うので、否定するものではないですけど、よくよく実際どうやってこの目標達成するのがって、すごい難しいんじゃないかなって感じたところですので、とりあえず期待したいと思います。

○委員長（大山利吉） なるべく目標を達成するように頑張ってください。

ほかにございませんか。はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 今秩父さんの質問でちょっと、部長の答弁ちょっと物足りないなと感じてるんだども、実は今までずっとこの委員会で、温泉をどうするのかということでかなり議論してきたし、いろんな意見も述べてきたつもりで、その都度に、もう少しこの温泉専門の部署作るがら、そこで議論して、皆さんに報告しますよという内容で我々ずっとずっとこういう経緯経過あるわけだけれども、今日の話聞くと、今の答弁聞くと、方向性っていうか、そんたごど全然見えてこないし、両立なものなのか、どちらでもいいんだけれども、今言ったように、健康施設だとすると当然そういう方向付けで予算の措置も当然必要だと思うし、今言ったように観光含めてスポーツも含めてということになると採算ベースあっていかなければ大変なことになるし、それから将来、今までもですけども、相当の経費つぎ込んで、施設管理の設備関係も当然相当の経費掛がったことだけれども、どういうつじつま合わせなるのが、そこら付近なんとなる。それがら、今二つの施設、市の所有なったことだけれども、今後の指定管理者制度って、このままずっと続けていくと、こういう認識でいいなだっしか。

○委員長（大山利吉） はい、伊藤部長。

○観光文化スポーツ部長（伊藤優俊） まず一つに、健康増進を重く受け止めております。

今後のあるべき姿、これからも当然検討してまいります、今の温泉規模をそのまま維持していった上では、おそらく財政上の負担が非常に大きくなるものかというふうに思っております。規模を縮小するなり、宿泊事業をちょっと検討していかなければいけない部分もあると思いますし、健康増進を重視しながらも大きな赤字は生みたくないという気持ちもございますので、そういうところに、いくらかでも観光の部分であったり、そういうところで財源が入ってくるというような仕組みができればなというふうに思っております。何分今着任したばかりで勉強不足で申し訳ないんですが、そのような思いで今思っております。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 今言ったように、ずっと前々から温泉部署を作って、この将来の施設をなんとするのが、そういったものを基本的に議論して、相談して、新しい年度なると、皆さんに私どもに報告しますよという、私は前回からの、ずっとこういったこと話してきたけれども、そういう方向付けだと思ってきたけれども、部長の答弁だと、なんかさっぱり要領の得ない、二股なものなのか、三股なのか、将来の、そうすればよ、今あなたの言ってるようにそうだとすれば、将来の施設、どういった方向っていうかな、将来このままでいくと、もう、私いつもユメリアの関係なんか話してるんだども、維持管理するに相当の金が掛かるんでねっしか、こういったことをどうするのかって、今までずっと議論してきたはずだったんだよな。その都度に、いつももう少しこの先を議論したから皆さんに答弁しますということで、我々ずっときたけど、また新しい年度なっても、なんかさっぱり要領の得ない、はっきりした方向性の定まらない答弁だとすれば、これどうするんだっしか、これ最終的に。あなたの言ってることも分がらねわけではねんだども、その観光施設も健康施設も、もちろん目的分がらねわけではねけれども、それだけで果たしてこの大きい施設を全部持ちこたえることのできるのかって、大仙市の今の財政で。ずっと私そう言ってきたつもりなんだけれども、なんだがさっぱりちょっと理解できないっていうか、納得できないような答弁ですね。これ、もう少し具体的に、もっと極端なこと言わせてもらえば、各施設の将来のあるべき姿、あるいはもっと極端なこと言うと、やっぱりこれじゃとても財政的に持てねがらやめなければできないよ、中止しなければできないよ、そのような踏み込んだ話していかなければ、この先いつもダラダラダラど、同じ質問と答弁と繰り返していてもしょうがない話じゃないかと思うんだな。私はずっとそう思って、しゃべってきたはずだし、発言してきたつもりだ

けれども、どういうことになってるんだ、これ将来。もっと言わせてもらえば、部長せばあなたよ、例えば、今の中里も分がった、温泉掘ることも良い、それがら柵の湯、それも市なったがら入館数もそれなりに分がった、そうすれば今後例えば四季の湯でもユメリアでも嶽の湯でも、南外でも、そういったものなんとするなだっしか。あなたの言ってる、みんなそういった方向付けで行くんだっしか、そうすれば。

○委員長（大山利吉） はい、伊藤部長。

○観光文化スポーツ部長（伊藤優俊） 口足らずで申し訳ございません。

それぞれの温泉の特徴もございますし、それぞれに検討していかなければいけないものと思っております。私の答弁もちょっとあれなんですけれども、もうちょっとまとめるまで、なんか逃げるようでおかしいんですけれども、お時間いただければと思います。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 時間はいくらでもやるんだけれども、ずっと、昨年から、ずっとずっと、何回もこの話して、新しい部署できますから、その間に結論出して報告しますよということで、前の担当課長あるいは部長なんかも、ずっと来てらわけだ。それがまだ全然結論は出てないということなんだっしか、そうすれば。会議は開いてないということなんだっしか。

○委員長（大山利吉） はい、高橋室長。

○温泉施設対策室長（高橋 典） 鎌田委員のご質問の健康目的なのか、観光目的なのかという、その答えにはならないかもしれませんが、公共施設等総合管理計画では、全体計画で、平成28年度と比較して公共施設の面積を33パーセント削減するという目標を立てておりますけれども、その中で温泉施設においては、個別計画で、ユメリア、ふるさと館、そして柵の湯を令和8年度までに譲渡する計画となっておりますけれども、これが具体化されておりました。そこでまず、この3館を含め、すべて一旦白紙に戻しまして、すべての温泉施設について、再検討を行うということにしております。再検討にあたって、我々役所の中の人間だけで考えていっても駄目だと思いますので、民間の事業者から運営の改善や利活用に関する提案を募集するサウンディング調査というのを実施したいと思って、まず今準備に取り掛かっているところでございます。その結果が、どういう提案がなされるのかというのは、まず分からないわけでありましてけれども、その提案によって用途が変更するというような提案もあるかもしれないですけれども、その場合には地域振興などに大きく貢献するような提案があった場合は地域協

議会など、地域の声を聞きながら多くの方が納得できるようなかたちで進めていきたいと思ってます。今、日帰り温泉のほかに、宿泊や宴会、それからレストランという、そういった機能をみんな持ってるわけですけども、それをそういったフルセットでサービスを展開する温泉と、あとは日帰り入浴だけに特化しようというようなものに分けていくという、そういうようなことを今後やっていきたいと思ってます。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 室長、あなたの言ってること分かるわけけれども、これずっと、今まで毎年、毎回、こういう話すれば、毎回あなたのような答弁だけで終わってきてるわけだ。なんにも先き進んだ話でねんだよ。今回は、あんた方も初めての部署で、前の人たちの部署と全然、なんていうか、ずっとそういった話できてるんだよ。こういった話して、このあと施設の設備の維持管理に莫大^{ばくだい}な金掛かっていくんだよ。そういった金当然つぎ込んでいかなければできねわけだ。これから当然維持していくとすれば。それに対して、毎回1千万、2千万の金、簡単につぎ込んでいけるのか。全部で今指定管理料どのくらいなってるんだ。7、8千万なってるんでね。そういったごど、皆さんなんとかしなければできないって今まで何回もこの委員会で話してきた中で、何にも進んでないってちょっと情けねな。せば今までなにやってきたのがって。これ以上質問されども、あんたがたも答弁するに大変だべがら、もう少し具体的に進んでもらいたいな。

○委員長（大山利吉） はい、高橋室長。

○温泉施設対策室長（高橋 典） 先ほど申し上げました民間事業者からの提案を受け付けるサウンディング調査、これについては第1四半期のうちに実施したいと思います。その結果について、6月の議会の時間に合わないと思いますけど、そのあとに機会を設けてご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（大山利吉） どうぞ、新しくできた室ですので、なかなか用意ドンでは期待に沿えるような返答ないと思いますが、このあと重々検討していただいて、市民にも委員会にも議会にも理解得るような方向を付けていただくようによろしくお願いします。

ほかに。はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） 私から1点だけ、15年くらい前、今日委員長が追悼演説してくれた橋本さんが特別委員会の委員長やってきて、こっだけ温泉で、今鎌田委員おっしゃられたように、財政負担かけていいのかと、ずっと議論したわけですよ。その間、いろん

な意見があつて、もちろん健康増進、それだけじゃなくて、生活の楽しみだとか、そういった、ある意見を言われた方ももちろんいたし、反対に私みたいに、七つか、八つぐらいの民間の温泉業者の人がつぶれてるわけよ。片方は、延べ棒振って思い上がる人、太刀打ちならないわけよ。まだ、この大仙市の中にも公共温泉の圧迫で、俺決算書見てるわけじゃないからあれだけでも、かなりきわどい経営をしながらやってる人たちがいる。楽しみを与えるんだとすれば、料金は安く、片方のいう法令民間を爪に火をともし思いでやってる人たちもいるのよ。だから、秩父委員が言ったように両方があって、とても難しい議論だつて、それを延々とやってきてるわけ。今までの議論を、前任者いるから関係する特別委員会、一般質問、委員会での議論、記録は全部あるはず。相当の枚数になると思うよ。これね、徹夜するぐらいの気持ちで、全部読破してもらつてね、そういうことですが、いかがでしょうか。この後の進め方について、皆さんの覚悟のほどをちょっと聞かせてほしい。部長、よろしくお願いします。

○委員長（大山利吉） はい、伊藤部長。

○観光文化スポーツ部長（伊藤優俊） 勉強不足のところ真摯に反省させていただきたいと思います。

この後、過去の部分も十分復習させていただいて、的確な説明ができますように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） なければ、これで質疑を終結いたします。

以上で、観光文化スポーツ部所管の審査は終了いたしました。

なお、討論・表決につきましては、最後に一括で行います。ご苦労様でございました。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休 憩

.....

午前 11 時 51 分 再 開

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

はじめに、企画部長からご挨拶がございます。福原部長。

○企画部長（福原勝人） 改めまして、お疲れ様でございます。

まずもって、故橋本五郎議員から生前賜りましたご指導に深く感謝を申し上げますと

ともに、心からご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

今次臨時会でご審議をお願いいたします企画部案件は、令和２年度一般会計補正予算の専決処分報告並びに令和３年度一般会計補正予算案であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご案内のとおり今年度企画部におきましても機構改革がありましたので、簡単に組織内容と、それから各課長をご紹介します。

はじめに、総合政策課の加賀貢規課長であります。

なにも変わりません。

次も変わらず、広報広聴課ですが、課長が変わりまして、鈴木正人課長です。

観光課からの異動であります。

次に、従来のまちづくり課を２課に分割しております。

一つは、地域活動応援課で、山信田恭弘課長であります。

旧まちづくり課の生き残りでありまして、昇格です。

主に地域自治区、自治会支援、地域公共交通を担当いたします。

もう一つは、移住定住促進課で、高橋進課長です。

交流課からの異動であります。

移住定住、ふるさと納税、ふるさと会を主に担当いたします。

最後に、課名を改めまして経済産業部から移管となりました交流振興課の山田由紀子課長です。

秘書課からの異動であります。

コロナ禍で交流もままなりません、来年度当初予算の審議までこちらに顔をお見せすることがないかもしれません。

なお、ＩＣＴ推進課は、ＤＸ推進課として、総務部に移管されております。

以上、今年度は新たな５課体制となりますけれども、５人の課長は、昭和４４年生まれの鈴木課長を筆頭に山信田、高橋、加賀、山田と語呂も良く、きれいに年子で並んでおります。脂の乗り切った連中でありますので、必ずや活躍してくれるものと信じております。どうかよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご紹介方々ご挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（大山利吉）　ありがとうございました。

さっそく案件について審査してまいりたいところでございますが、ちょうど昼食の時間になるようでございますので、ここで暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

午前 1 1 時 5 4 分 休 憩

午後 0 時 5 7 分 再 開

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

企画部所管の案件について審査してまいります。

はじめに、議案第 5 8 号、令和 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、総合政策課所管分についてを議題といたします。

加賀総合政策課長、説明をお願いします。

○総合政策課長（加賀貢規） 改めまして、総合政策課の加賀です。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、同席職員のご紹介をさせていただきます。

参事の新田でございます。

政策調整班班長の小笠原でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 5 8 号、令和 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、総合政策課所管の補正予算について、ご説明申し上げたいと存じます。

お手元のタブレットもしくは紙の資料にございます資料ナンバー 3－1、令和 3 年度補正予算案 4 月補正主な事業の説明書の 4 ページをご覧くださいと存じます。

歳出 2 款 1 項 1 0 目 3 3 事業「大仙こすもすプロジェクト事業費」につきましては、コロナ禍をきっかけに全国的な問題となっており、いわゆる「生理の貧困」対策に係る経費として、1 1 6 万 5 千円の補正をお願いするものでございます。

「生理の貧困」対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により経済的に困窮し、生理用品が買えないという女性が増加しているという切実な問題に対処するためのものでございまして、日本国内だけでなく、世界各国で対応が始まっている取り組みであります。

「項番 1」 P l a n、事業の目的をご覧くださいと存じます。

民間団体が、高校生や大学生を対象に実施いたしましたアンケートによりますと、「金

銭的理由により生理用品の入手に苦勞したことがある」と答えた方の割合が20パーセントを超えておりまして、生理用品ではないものを代用した方が27パーセント、さらには、生理用品の交換頻度を減らした方が37パーセントに上るなど、コロナ禍をきっかけにした「生理の貧困」が顕在化しているという状況でございます。

このことは、コロナ禍で親の収入が減少し、またはアルバイトを失うなどの影響を受けた高校生や大学生だけではなく、仕事が減った、あるいは職を失った成人女性、保護者の収入の減少ですね、こういう影響を受けた小中学生にも当てはまるものというふうに考えておりまして、潜在層も含めると、困窮している女性は相当数に上るものと想定されております。

本市における困窮状況につきましては、現時点では調査の機会がなく、詳細な状況把握はできておりませんが、全国の自治体において、こうした女性の声や、教師を通じて子どもの実情が届けられている現状を踏まえ、本市におきましても困窮している女性は少なからず存在しているものと考えているところでございます。

こうしたことから、本事業によりまして、新型コロナウイルスの影響で収入が減り、経済的な理由で生理用品の確保が困難となっている方や、生理用品を買ってもらえない子どもたちに対して一定量が無償配布することで、精神的・経済的負担を軽減し、女性のストレスの低減と児童生徒の安定した学校生活をサポートしようとするものでございます。

次に、二つ飛んで「項番4」をご覧くださいと存じます。

令和3年度の事業概要につきましては、先ほど申し上げましたとおり、本市においてもコロナ禍等で生理用品確保に困窮しているケースが少なからず存在していることが考えられますので、スピード感を重視し、まずは試行的に無償配布を実施したいと考えているところであります。

プロジェクト名につきましては、対象が子どもから大人までに及びますので、「生理用品の確保支援」や「貧困」などの直接的な表現を避けまして、誰に対しても優しい印象を与える市の花「こすもす」の名前を取り入れ、「大仙こすもすプロジェクト」としたところでございます。

また、対象者につきましては、大仙市内にお住まいの方で、新型コロナの影響に伴う経済的な理由により、必要な生理用品の確保に困難を来している女性や市内の小・中学校に在学する児童生徒、あるいは市内の高等学校等に通学する生徒を基本に考えており

ます。

配布予定数につきましては、ニーズ調査も兼ねた試行的な取り組みでございますので、積算上、10歳から50歳までの女性約1万4,000人のうち、民間団体のアンケートで困窮していると答えた方の割合20.1パーセントを乗じて得た約2,800人を対象としており、その方たちが、本事業を1人1回は利用するという想定で配布予定数を計上しているところでございます。

配布物につきましては、1人1回につき、生理用ナプキン1パックを配布することで考えてございます。1パックには約30枚が入っておりまして、個人差はございますけれども、1カ月から2カ月ほどの使用に耐える内容と聞いております。

配布場所でございますけれども、成人女性につきましては、「健康増進センター中央・西部・東部」、市役所1階の「福祉事務所総合相談窓口」などを基本に考えてございます。これは、支援を必要としている方が気兼ねなく生理用品を受け取れるよう女性職員が多い窓口で、生活困窮相談と連動が可能な場所を考慮した結果となっております。

小・中学校の児童・生徒につきましては、子どもたちのもらいやすさを最優先する形で、養護教諭への申し出により、保健室でそっと受け取れる仕組みを想定してございます。

また、高校生につきましても、希望により保健室での配布を行うほか、成人女性と同様、健康増進センター等での配布も想定してございます。

配布方法につきましては、市が作成する所定のカード、仮称ですが「大仙こすもすカード」というカードでございますが、それを所持していただきまして、そのカードを窓口でそっと提示するだけで、複雑な手続きなしで生理用品を受け取れる、利用者の気持ちを最優先に考えた仕組みを構築してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。はい、秩父委員。

○6番（秩父博樹） どうも説明ありがとうございます。

それこそこれ、7日の日に要望書出させていただいたもので、本当に、こんなに早く対応してもらえと思わなくて、まずひとつ感謝申し上げたいと思います。ありがとう

ございます。

市内での調査って、今お話あったように市でやられているわけではないっすけど、民間団体の調査の中でこういう結果出てるということで、その辺で迅速な対応感謝申し上げたいと思いますけど、まずちょっと確認したいやつが、そのこすもすカードの提示っていうが、その利用する人に渡す段取り的な部分はこういった流れで行くようなかたちになってるのか。まず、1点それ伺いたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、加賀課長。

○総合政策課長（加賀貢規） 秩父議員のご質問にお答え申し上げたいと存じます。

こすもすカードの配布の手続きということで、今想定してございますのは、初回のみ住所名前、連絡先ですね、リストに書いていただいて、あとその場ですぐお渡しすると。それを所持していただいて、あとはそれ以降、そのカードをそっと提示していただくだけで生理用品をお渡しできるというようなかたちにしたいなと。できるだけ簡便な、ただやっぱり市外の方ももしかしてもらいに來る方もいらっしゃるかもしれないので、そうした方を妨げるわけではないんですけれども、できるだけ市内の困ってる方に優先して配布したいということもございますので、ぎりぎりの線ですね、確認をさせていただいた上で、カードをお渡ししたいというようなことで今のところは想定してございます。

○委員長（大山利吉） はい、秩父委員。

○6番（秩父博樹） 分かりました。ありがとうございます。

それで、この問題の、もう一つこの下のところっていうか、その辺について伺いたいと思いますけど、要はすごくデリケートな問題で、例えば女性の側からすれば、男性相手にどこまで相談していいものなのか、悪いものなのかっていうの、こっちの方の議論の中でもいろいろそういうふうな問題でできて、男性側からしても、要はこの問題取り上げるにあたって、どこまでが、要はハラスメントのギリギリのラインっていうが、どこまで取り上げていいのが、悪いのがっていう、その辺の線引きがやっぱりデリケートな問題だなっていうのがあって。だから、その中で、やっぱりこれ進めていぐってなると、もちろん窓口は女性の方が対応っていうかたちになるかと思うんですけど、今後の、ちょっと大きい話になって申し訳ないんですけど、学校教育の中の在り方で、隠さなければならないものと今までなってる風潮をやっぱり根底から変えていかないと、どこまでも取り上げづらい問題として残ってしまうというのあって、ただ年代層で年々変わっ

てきてるなって思うんですけど。気軽に言えるような、今の若い年代っていうと、例えば自分の親とかの年代になると、なかなかそういうやりとりがしてこなかったというか、だから年代層によっても、取り上げ方とか取り扱いが違ってきてるのかなっていう感覚はあるんだっすけど、いずれ隠さなければならんって今まであった風潮を変えていぐってというのがすごい大事だと思ってで、そういう意味では小学校どがの教育の中でも、やっぱりもう少しこのオープンな取り組みっていうが、自然なんだっていう。やっぱりそこにも行政として隠さなければならんってあった今までの取り組みを壊していくような、そういう方向性っていうが、そういうの欲しいんじゃないかなっていうの、すごく女性の方たちと話す中で、すごいそういうのが感じで、やっぱりその部分もこれから取り組みを考えていっていただければなと思ったところでした。

あともう一つですけど、例えばその、自分たちがトイレに行ってティッシュペーパー使うのは別に普通にみんな無料で使っているわけだっすよね。自分たちも。ただその、女性であるってということだけで、生理用品に関してはお金が掛かる。トイレに行って、無料で置いてるものではないって今の現状で、ただこの辺も今日の市長の一番最初の演説の一番最後の部分にあったっすけど、今までの考え方を根底から変えていくような、そういう取り組みが必要だっていう観点がらいうと、やっぱり女性トイレの中にも無料で使えるようなもの配置していくような、どっかで試験的にそういうのも、これから考えていってもいいんじゃないかなっていう、そういう変革の時に今あるんじゃないかなって感じたところです。その辺について、今考えてること等あれば教えていただければと思います。

○委員長（大山利吉） はい、加賀課長。

○総合政策課長（加賀貢規） 1点目の生理への理解というところの件でございますけれども、議員とまったく同じ意見でございます、やはり私どもの年代も私よりちょっと下の年代も徐々にやはりオープンになりつつあるなというふうには感じているところでございます。ただ、やっぱり小中学生、ちょっと恥ずかしということもあって、なかなか言葉自体を出したがないというような風潮もあるにはあるようなんですけれども、ただやはりこれは人間ですから必ずあるということですね、より教育の中ですね、少しずつですね、理解を深めて、広げていけるような取り組みが絶対必要だと思いますので、ちょっと私どもの方でも直接専門分野ではないんですけれども、教育分野の方にですね、お声掛けをさせていただきたいというふうに思っております。

あと2点目、トイレの、生理用品の試験的な配置といいますか、その件につきましても、実は以前からお話がありましたので、試行的には、ただ全市的につていうわけには、ちょっと数量もございますので、いかないとは思うんですけれども、例えば庁舎の一部で試行的にやってみようかなということで水面下では動いておりまして、今回この取り組みとあわせてですね、少し検討させていただきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。

はい、三浦副委員長。

○副委員長（三浦常男） ちょっと確認なんですけれども、4番の中の参考の中さ、児童生徒の中で、市内高校在学女子って書かれている場合、市外、他の町村さ行ってる場合もある、なんというふうな見方して、書き方なってるのかな。逆に市外在学ということは、他の市なり町から来てる人方もいるというふうな見方とれるし、この大仙市から、はっきり言って仙北市とか、美郷町さ行ってる子供達は、せば除外されるのがなというふうな感覚で捉えられるので、ここ誤解ねような意味合いにしてもらえればなというふうな感じ持ってますので、どう思ってますか。

○委員長（大山利吉） はい、加賀課長。

○総合政策課長（加賀貢規） ただいまのご指摘でございますけれども、市内の高校に通う生徒につきましては、大仙市内の子どもたちだけではなくて、市外からいらっしゃる子どもさんたちも全て対象にしたいというふうに考えてございます。やっぱり住所要件だけで、あなたは対象なりませんよというようなことには、やはり教育上も好ましくないので、市外から通う方も含めてですね、高校生については対象にしたいというふうに思っております。また、大仙市から市外の例えば横手高校だったり仙北市だったりというようなことで通ってる生徒さんもいらっしゃるかと思うんですけれども、その方に関しましては、（仮称）大仙こすもすカードを所持していただいて、健康増進センター等々でお受け取りいただくということで、必ず広くカバーできるようなかたちで対象にしていきたいと思っておりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。

ご苦勞様でございました。

午後 1 時 1 4 分 休 憩

午後 1 時 1 5 分 再 開

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

次に、議案第 5 8 号のうち、広報広聴課所管分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。鈴木広報広聴課長。

○広報広聴課長（鈴木正人） 説明に入らせてもらう前に、本日出席の職員をご紹介します。

隣が参事の嵯峨でございます。

改めまして、観光課の方から異動になりました鈴木です。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、説明の方に入らせていただきます。

議案第 5 8 号、令和 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、広報広聴課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

資料につきましては、資料ナンバー 3－1、事業説明書の 3 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 3 目広報費 1 1 事業、シティプロモーション戦略事業費につきましては、9 0 0 万円を追加し、補正後の額を 1, 1 2 1 万 1 千円とするものであります。

本事業は、全国有数のおいしい米の産地である大仙市を全国の皆様に広く認知していただくため、シティプロモーションの一環として、新聞広告やふるさと納税制度などを活用して、PR 強化を図るものであります。

また、市民の皆様からは、「おいしい米」や「美しい田園風景」が大仙市の誇りであることを再認識してもらうことにより、市民のシビックプライドを醸成するものであります。

補正内容は、下段の黒い四角の、シビックプライド醸成事業からご覧願います。

①ホームページ等に活用する素材の収集 2 1 1 万 4 千円につきましては、田園風景や農作業風景など、市の PR 活動に活用するためのクオリティの高い画像データの収集や市民をはじめ、大仙ファンが思う絶景スポットの情報を提供していただくための経費と、

その情報を元に、インフルエンサーによる事業PR及び素材を撮影するための経費であります。

次に、市のPR強化事業の②市ホームページ内プロモーションページの作成167万2千円につきましては、現行のホームページのトップページでは、市民向けと市民以外の方に大仙市を紹介する情報が混在しております。

特に、災害時には、市民向けの情報が優先され、外に向けたシティプロモーションなどの情報が隠れてしまう状況となっております。このため、市のホームページに訪れるお客様用の入口として、新規に、大仙市の魅力を集約して紹介できるプロモーションページを作成するための経費であります。

③首都圏新聞広告及びふるさと納税サイトを活用したPR強化521万4千円につきましては、ふるさと納税が活発化する11月から12月にかけて、首都圏での新聞広告や楽天などのふるさと納税サイトのタイアップ企画ページを活用して、おいしい米の産地・大仙市を広くPRするための経費であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） すばらしいことで、大変いいことだと思うんだけど、いつも大仙市の、あまり私はこのなんていうか、例えばインターネットどが、そういったものあまり見れるわけではないんですけれども、いつも出てるのは大体、大仙市では花火、それから大綱、あどもしかすればドンパン祭りどってあるんだけど、それはもちろんそれはそれでいいんだけど、できれば、隠れた地区、田舎の名勝ではないけれども、そういったところをPRする、もちろん今言ったこともPRしねばできねども、そういったことをやってもいかなものかなといつも思ってるんだけど、なんとmondっしか。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○広報広聴課長（鈴木正人） 鎌田議員のご説明のとおりであります。シティプロモーションの方向としては、これまで外に出ていくもの、大仙市の花火とか、ドンパン祭り等のイベントを紹介するというのが主な目的と考えられがちであります。シティプロ

モーションのもう一つの目的としては、市民の皆様が大仙市を好きになっていただき、市民の皆様が自発的に啓発していくというふうなことが、シビックプライドというものになりますが、そのシビックプライドを醸成するために今回市民の皆様を巻き込んで色々なスポットの写真を撮っていただこうと、コンテスト方式にしまして、写真を募集したいと思っております。といいますのは、これまで花火、それから500歳野球とか、そういったものばかりを進めておりましたが、鎌田議員おっしゃるとおり、隠れたスポット、もしくは隠れた穴場的な景観の風景、特に大仙市、広大な農地を持っていますので、この農地にもすごいきれいなところがあるかもしれませんので、そういったことで市民を巻き込みながらスポットを提供していただきまして、その中からえりすぐりのものをこのあと市外に向けて発信してまいりたいと考えてございます。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） なんとか、そうやってほしいこと一つと、市民同士であっても、同じ大仙市でも、例えば太田地区の人が仙北西部のことをよく分かってないとか、あるいは逆なことも考えられるし、今課長言ったように、市民巻き込んで隠れたスポットを紹介してやらなければ魅力を感じてこないのではないのかなと思っておりますので、あるいは将来の移住定住に向けても是非とも必要ではないのかなと思っておりますので、なんとかそういうことで頑張ってもらいたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○広報広聴課長（鈴木正人） 市民の皆様が大仙市を好きになって、発信できるように十分対応について考えてまいりたいと思っております。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。はい、秩父委員。

○6番（秩父博樹） これは移住定住とはまた全然別口の取り組みになってくるのが、それとも移住定住となりが関連持たせたかたちで進めていくのか、まずそれ1点と。

絶景スポットの収集っていうのあるっすけど、それどういうふうな手段で今やっているのか、それ二つ目。

最後にもう一つ。

この風景写真だどが、米の写真って、あちこちの地域で取り組んでいる部分あって、差別化っていうか、その辺どういうふう考えているのか。その三つ、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○広報広聴課長（鈴木正人）　まず1点目の移住定住との関連につきましては、直接的な関係はございませんが、今回ホームページの中で、プロモーションページというふうなことで、お客様が一番最初に大仙市を訪れるページがございますけれども、今現在ご承知のとおりコロナウイルスが連日罹^り患者が出ておりますので、大仙市のホームページを開いた際、コロナの情報が一面に出てきます。これは大仙市民にとっては非常に大切な情報であります、他から来た方について、家に例えますと玄関が入った瞬間汚いと、そこに入りたくない、帰ってしまうという状況もございますので、その玄関口というふうなものを整備したいと思ひまして、その中では当然大仙市とはこういったところでありまして、観光イベントもありますし、移住定住もこういったところがありますというふうなことで、全体的に紹介するというふうな部分で関連性を持たせたいと考えてございます。

2点目のスポット収集の手段につきましては、このあとポスターを作成したり、それからホームページの方で写真の方募集したいと思っております。ただ、今までコンテスト何回も行ったわけですが、募集しても写真が本当に得意な方がまず100名弱募集したくらいが今までのコンテストの状況でした。それでは、ポイントが集まらないというふうなことです、まず1点は、ある程度報奨金をうたいまして、最近では秋田県のコメの新品種「サキホコレ」でありましたが、ある程度報奨金をやりながら、優秀作品については、報酬もありますよということを明示しながら募集してみたいと思っております。

もう一つにつきましては、特に写真は得意ではないものの、最近スマートフォン等でのInstagram等への投稿があります。特に若い方については、それが目覚ましいものがありますので、写真が得意でないにしろ、スポット的なものを撮っていただきますと、またそれにも報奨金があったり、あと実はインフルエンサーの方の活用も考えてまして、インフルエンサーがその場所で写真撮影するなど、そのあとの波及効果といいましか、その募集する方が、なんかこれだったら募集してみたいなと思うような企画を考えながら集めたいというふうなことで考えております。これについては、このあといろいろ検討しながらできるだけ多くのスポットを集めるというふうなことが第一の目標としておりますので、できるだけ市民の方、もしくはマスコミの方が取り上げてくれるような企画の方を考えていきたいと思っております。

三つ目の風景等の差別化につきましては、きれいな水田をなんとか撮らなければいけないという命題がありましたが、日本の方々が水田の風景として多分情景に浮かぶのは、

棚田とか、そういった田んぼでないかなというふうなことで考えられました。そうなる
と大仙市については、なかなか厳しいものがあるというのが一番最初の我々の見解でし
たが、ただ先ほども鎌田議員の方の質問にお答えしましたが、我々が分からない絶景ス
ポットというのが必ずあると考えてございます。ましてや、広大な水田を有する大仙市
ですので、広大さというふうなものが一つのキーワードになりながら、他にはないきれ
いな景観が出てくるというふうなことを確信しておりますので、多くの市民の目を生か
しながら、市民からの提案を先ほど申したとおりいっぱい出していただきまして、そ
の中から良いものを探していきたいというふうなことで考えております。もし、写真等
出ない場合でも、ロコミであった場合であっても市の広報マンを活用しながら、スポッ
トの写真を撮っていきたいと思っています。特に我々が一番考えてるのは、おそらくい
つ頃の、この時間帯で、この角度から撮るとすごい絶景なんだよというふうなことがあ
ると思います。例えば、富士山ですといつ頃の何時頃撮ると、富士山の真上から日差し
が差すような、それと似たような夕日が沈むような、そういったところがもし出てくれ
れば非常にありがたいというふうなことを思ってますので、先ほどのコンテストの周知
方法については、十分そういったところもPRしながら集めたいと考えております。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

大変ご苦勞様でした。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。ご苦勞様でした。

午後 1 時 2 8 分 休 憩

午後 1 時 2 9 分 再 開

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

つぎに、議案第 5 8 号のうち、地域活動応援課所管分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山信田地域活動応援課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） 説明の前に、本日出席しております職員をご紹介します。

地域活動応援課主幹高山知洋です。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第５８号、令和３年度大仙市一般会計補正予算（第１号）のうち、地域活動応援課に係る歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

資料ナンバー３、令和３年度大仙市補正予算書１１ページをご覧ください。

２款１項１１目３４事業、町内集落会館整備事業費（大雪災害分）につきましては、４１４万７千円の補正であります。

財源内訳の「その他」財源１７万円は、歳入の町内集落会館整備費貸付基金繰入金でありまして、歳出、２０節の貸付金に係る充当財源になります。

市では、町内集落会館の整備費の一部に補助、貸し付けなどの支援を行っております。

今回の補正は、昨年度の記録的な大雪により被害を受けました町内集落会館の修繕費を支援するものになります。

節別の内容になりますが、１８節負担金補助及び交付金は、雪害被害を受けた会館の修繕費に係る補助金でありまして、１８件分の３９７万７千円。

２０節貸付金は、同じく会館修繕に係る貸付金、１件分の１７万円となっております。

以上、地域活動応援課所管に係る補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉）　ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉）　ないようですので、これで質疑を終結いたします。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。

苦労様でした。

午後　１時３３分　休　憩

.....

午後　１時３４分　再　開

○委員長（大山利吉）　休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

次に、報告第４号のうち、移住定住促進課所管分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。高橋移住定住促進課長。

○移住定住促進課長（高橋　進）　はじめに、同席している職員を紹介させていただきます

す。

移住定住促進班班長の佐々木彰人副主幹です。

それでは、報告第4号、専決処分報告について（令和2年度大仙市一般会計補正予算（第21号））のうち、移住定住促進課所管の歳出予算について、説明させていただきます。

資料ナンバー2、令和2年度大仙市補正予算3月専決は16ページ、資料ナンバー2-1、主な事業の説明書は5ページになります。

2款1項49目90事業、ふるさと応援基金積立金は、ふるさと納税制度による寄附金を基金に積み立てる予算であります。令和2年度の本市へのふるさと応援寄附金額が確定しまして、1億6,206万500円となったことから3月31日付で専決処分させていただいたものであります。これによりまして、本年第1回定例会におきましてご承認いただきました基金利子と合わせまして、補正後の額が1億6,206万9千円となるものであります。

以上、移住定住促進課所管の専決処分報告について内容をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

○委員長（大山利吉） 次に、議案第58号のうち、移住定住促進課所管分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。高橋移住定住促進課長。

○移住定住促進課長（高橋 進） 議案第58号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第1号）のうち、移住定住促進課所管の歳出予算について、説明させていただきます。

資料ナンバー3、令和3年度大仙市補正予算4月補正は11ページ、資料ナンバー3-1、主な事業の説明書は5ページになります。

はじめに、2款1項11目15事業、地域おこし協力隊関連経費は、200万円を補正し、補正後の額を2,337万8千円とするものです。

地域おこし協力隊につきましては、令和２年度末で３年間の任期を満了した３名が退任しましたが、４月から新たに１名を採用し、令和２年度から継続する２名と合わせ、現在は３名が活動しております。

国が定めます「地域おこし協力隊推進要綱」では、「地域おこし協力隊員は、地方自治体の委嘱を受け、おおむね１年以上３年以下の期間、各種の地域協力活動に従事する者」とされており、協力隊活動の区切りを３年としております。また、同要綱において、「地方自治体は、地域おこし協力隊が活動を終了した後も隊員が地域に定住・定着できるように生活支援・就職支援等を進めること」とされております。

このようなことから、今回の補正予算につきましては、退任した地域おこし協力隊員に、今後も本市において地域に根差した活動を推進していただくとともに、本市への定住・定着を促進するため、３年間の活動を終了し、引き続き本市に２年以上居住する元隊員に対し、１名当たり１００万円の奨励金を支給しようとするものであります。

なお、令和３年３月３１日で任期を満了して退任した３名のうち１名は市外に転出したことから、補正予算額については２名分の２００万円とさせていただくものであります。

次に、４月補正予算書は同じく１１ページ、主な事業の説明書は６ページになります。

２款１項１１目３５事業、地方創生テレワーク推進事業費は、新規事業として、５，０５５万円を補正させていただくものです。財源は二つの国庫支出金で、一つは、地方創生テレワーク交付金として、２，５２７万５千円。もう一つは、地方創生臨時交付金（新型コロナウイルス対策分）として、２，５２７万５千円であります。

本事業の目的としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大がきっかけとなり、多くの方々が「場所」や「時間」とらわれずに仕事ができる「テレワーク」を経験したことにより、地方への移住や兼業・副業の開始、ワークライフバランスの充実などへの関心の高まりを受け、国は、新たな働き方として、東京圏などの企業に勤めたまま地方に移住し、地方にしながら都会と同じ仕事をする「地方創生テレワーク」を推進し、地方への人の流れにつなげ、東京への一極集中の是正、地方分散型の地域社会の実現に向け、令和２年度第３次補正予算において１００億円の予算を計上し、新たに地方創生テレワーク交付金を創設したことから、本市においてもこの交付金を活用して官民連携によるテレワーク環境整備を進め、本市への新たな人の流れを創出し、地域課題の解決やポストコロナに向けた地域経済の構造転換、ひいては移住・定住者数の増加を図ろうと

するものであります。

目標につきましては、今年度はテレワークが可能なオフィスの整備を進める民間事業者に対する支援が主なものでありますが、施設整備後、県外企業の進出を促すため、その企業に対する支援金の交付を予定しており、交付予定企業数を3社という目標にしております。

事業概要につきましては、サテライトオフィス等開設支援として、株式会社グランドパレス川端が所有するフォーシーズンの1階をサテライトオフィス等に整備する事業及び運営に要する経費8,710万円のうち、2分の1の4,355万円を支援するとともに、市が担うこととしている企業のニーズや進出意向調査及び進出企業と地元企業等との交流プログラムの実施経費250万円のほか、施設設置者である株式会社グランドパレス川端が実施する、企業へのプロモーションやビジネスセミナー等プログラムの推進に対する支援として、150万円を予算計上しております。加えまして、県外企業の進出支援金として、企業1社当たり100万円。3社分300万円を予算計上しております。

事業説明書に記載しております事業費負担及び財源の表中、施設整備・運営に係る事業費の8,710万円の内訳につきましては、既存施設の改修費が6,680万円、機器の導入や通信環境整備費が1,500万円、このほか、当該施設の開設を11月に予定されていることから、令和4年3月までのおおむね5カ月の運営経費として530万円となっております。

また、整備される施設のオフィスの内容につきましては、企業が本社など本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィスとされる「サテライトオフィス」が1室と、「レンタルオフィス」が3室、複数の人や企業が共有できる比較的小さいワーキングスペースとなる「シェアオフィス」が29室、このほか、フリースペースやWeb会議専用ルーム、一般の方も利用可能なカフェスペースも整備される予定となっております。

なお、説明させていただきました事業費や財源、施設の内容のほか、施設のオープン時期等につきましては、国への地方創生テレワーク交付金申請時点の計画数値のため、今後工事の実施設計や工事進捗状況等によっては変更となる場合がございます。

最後に、今後の方針につきましては、当該施設に入居した企業が入居後に必要となることが想定される雇用や創業、移住などに関し、商工団体や金融機関など各種団体と連携・協力を図りながらサポートするとともに、国の地方創生に関する様々な施策を注視

しながら、新たな人の流れの創出や移住・定住者の増加につながる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、移住定住促進課所管の補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） これ、基本的に部屋作ったりはいいんだども、何年間とかっていう期間はあるんだっしか。

○委員長（大山利吉） はい、高橋課長。

○移住定住促進課長（高橋 進） 整備につきましては今年度いっぱい。11月オープンというふうに伺ってますけれども、この後国の方に計画出しておりますが、令和4年度、令和5年度、令和6年度の移住者数ですとか、進出する企業数とか、この3年間で、いわゆる実施期間といいますか、そこで計画を見ていくという話に、実績を見るという話になっています。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 3年間で、そうすれば例えば、極端に言うとしたら、例えば利用があまりなかったとかっていえば、全部また取っばらって、また元のかたちに直すとかってやるんだっしか。

○委員長（大山利吉） はい、高橋課長。

○移住定住促進課長（高橋 進） 今、県でも業務転換ということで、今やはりコロナの影響で宴会場というのはかなり厳しい経営状況になってるということで、川端さんの方で、業態転換ということで、1階をテレワークスペース、おそらくこのあともコロナの影響が続くとすれば、企業が入らないといって、また元に戻すということはおそらくないのではないかなとは思っています。

ある程度、部屋数を減らすですとか、仕切りを変えるというのは、あるかと思えますけれども。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。はい、秩父委員。

○6番（秩父博樹） 地域おこし協力隊関連経費の方について、下の今後の方向性、令和3年度の事業概要のところに、支給対象者のところに、市長が特別に認める場合は下記

要件に関わらずっていう一文があるんですけど、これってせば、条件がなくなるっていう意味合いですか。

○委員長（大山利吉） はい、高橋課長

○移住定住促進課長（高橋 進） 先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、3人の隊員が今回3月で退任されまして、2人は引き続き、大仙市に居住していただけるということで対象になりますけれども、1人は、ちょっと事情がありまして、男鹿市の方に転出したかたちになってますけれども、こちらにもし戻ってきて定住ということになるとすれば、認めてあげた方が良いんじゃないかというのもありまして、その一文をちょっと入れさせていただいているところであります。

○委員長（大山利吉） はい、秩父委員。

○6番（秩父博樹） 今の点は、分かりました。

あと、この中で定住奨励金100万円が、これも活用できるものであれば、是非活用するべきだと思いましたので、まず良かったです。

あと、このテレワークの推進事業費の中で、県外企業3社っていうふうに書いてあるんですけど、これもし差し支えなければ、見込みとしてある、社名とかもう出せるような状況、差し支えあるようであれば、いいです。

○委員長（大山利吉） はい、高橋課長。

○移住定住促進課長（高橋 進） 現在のところ、決まっている会社っていうのはございません。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

以上で、企画部所管に係る議案審査は終了いたしました。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

大変ご苦勞様でございました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休 憩

午後 1時50分 再 開

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

続いて、農林部所管分について、審査してまいります。

はじめに、農林部長からご挨拶があります。渡辺農林部長。

○農林部長（渡辺重美） お時間いただきまして、ありがとうございます。

本年度もどうかよろしくお願いいたします。

年度が改まりまして、それとともに農林部の体制の方も私を含めまして変わっております。簡単に出席職員をはじめにご紹介申し上げたいと思います。

まず、杉山農業振興課長でございます。

あと、佐藤農林整備課長でございます。

あと、農業振興課からでございますけれども、担い手支援班班長の高橋参事でございます。

あと、農業支援班班長の枝川参事でございます。

あと、農林整備課から林業水産班の武藤主幹でございます。

おなじく、新田主査でございます。

そして私、農林部渡辺です。どうか、よろしくお願いいたします。

第1回定例会以降の主だったご報告の方、若干させていただきたいと思います。

まず、大雪被害の復旧状況でございます。

雪解けが3月温暖な気候がございまして、あれだけあった雪もなんとか解けました。

再建の作業の方もおおむね順調に推移してございます。中には仮復旧、応急復旧というかたちですでに種まき等行われている方々もいらっしゃいますけれども、現在のところ、苗不足といった心配は伺っていないところでございます。また、この苗ということで、このあいのさきがけさんにも載ったんですけれども、秋田県の極良食味のサキホコレ、先行栽培ということで、令和3年行われます。秋田県で80町歩ほど、当おぼこ管内では24町歩弱ほどが先行栽培として行われる予定となっております。大仙市では、この24町歩弱のうちの15町歩が大仙市で先行作付けされるといった状況でございます。大曲、神岡、西仙北、中仙、南外、仙北、太田と各地域で14の経営体が今年先行栽培される予定となっております。

また、シーズン恒例の鮭の稚魚放流でございます。

4月13日には、大山委員長からもご出席いただきまして、今シーズン最後の放流イベントが行われてございます。今期予定をしてございました245万9千尾が放流されたという状況でございます。

また、ご案内のとおり、4月になってJAおばこの方で、コロナのクラスターが発生してしまいました。本当に身近に危機感を覚えるような事態となったんですけれども、昨年度に引き続き、今年度事業の推進にあたりましては、ある程度の制約を受けながらの推進ということも予想されるわけでございますけれども、まずやれることをしっかり重ねていきたいと思っております。どうか議員の皆様の引き続きのご指導よろしくお願いしたいなと思っております。

それでは、どうかこの後の審議よろしくお願いいたします。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

はじめに、報告第4号のうち、農林部所管分についてを議題といたします。

はじめに、農業振興課所管分について、説明を求めます。杉山農業振興課長。

○農業振興課長（杉山真矢） 改めまして、よろしくお願いいたします。

それでは報告第4号、専決処分報告について（令和2年度大仙市一般会計補正予算（第21号））のうち、農業振興課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2の令和2年度大仙市補正予算（3月専決）により、説明させていただきます。

補正予算書の20ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、80事業、農業経営力強化緊急支援事業費（新型コロナウイルス対策）につきましては、補正前の額1億2,690万5千円に、3,699万5千円の減額補正をし、補正後の額を8,991万円にするものでございます。

補正額の財源は、全額国県支出金であり、県補助金3,261万6千円、地方創生臨時交付金437万9千円の歳入の減額補正をあわせて行います。

本事業は、省力化・低コスト化・高品質化に必要な機械・設備等の導入に支援するため、県が3年度実施予定の夢プラン事業を一部前倒しし、予算化したものであり、市が協調助成するとして10月臨時補正予算でご承認いただいたものであります。

県予算額に対し、全県での要望額が多かったことから、実績確定により減額補正となっております。

以上、報告第4号、専決処分報告について（令和2年度大仙市一般会計補正予算（第21号））のうち、農業振興課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろし

くご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

○委員長（大山利吉） 次に、農林整備課所管分について、説明を求めます。

佐藤農林整備課長。

○農林整備課長（佐藤治彦） よろしくをお願いいたします。

それでは、報告第4号、専決処分報告について（令和2年度大仙市一般会計補正予算（第21号））のうち、農林整備課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2、令和2年度大仙市補正予算〔3月専決〕23ページをご覧ください。

11款2項1目10事業、農地農業用施設災害復旧事業費（単独分）についてであります。令和3年3月に激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律施行令の適用となったことから、起債の充当率が65パーセントから80パーセントに変更になったため、市債を290万円増額、一般財源を290万円減額とする財源振替を行うものであります。

以上、報告第4号、専決処分報告について（令和2年度大仙市一般会計補正予算（第21号））のうち、農林整備課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

○委員長（大山利吉） 次に、議案第58号のうち、農林部所管分についてを議題といたします。

はじめに、農業振興課所管分について、説明を求めます。杉山農業振興課長。

○農業振興課長（杉山真矢） それでは、議案第58号、令和3年度大仙市一般会計補正

予算（第１号）のうち、農業振興課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー３の令和３年度大仙市補正予算（４月補正）と資料ナンバー３－１の事業説明書により、説明させていただきます。

資料ナンバー３、補正予算書の１４ページをご覧ください。

はじめに、６款農林水産業費、１項農業費、２目農業総務費、６１事業、利子補給等補助金につきましては、補正前の額１０１万５千円に、４１万７千円の補正をお願いし、補正後の額を１４３万２千円にするものでございます。

補正額の財源内訳ですが、県支出金７万７千円、一般財源３４万円であり、歳入の補正をあわせて行います。

事業の目的ですが、大雪により被害を受けた農業者の経営再建を支援するため、既設の県単資金に無利子の融資枠を創設し、県と市が利子及び信用保証料への補給を行い、被災農業者の負担軽減を図るものであります。

利子については、県が２分の１、市と金融機関が、それぞれ４分の１を利子補給し、貸付利率は、無利子となります。また、保証料についても、市の単独事業といたしまして、市が貸付保証額０．４パーセントの２分の１を補助し、また、ＪＡ秋田おばこも大仙市に協調し、２分の１の補助を予定しており、ＪＡで借り入れする場合には、利子と保証料の負担は実質なしになります。

市の資金需要見込みは、２，７００万円を予定しており、県と市合せた利子補給額、１１万６千円に、市が負担する保証料補助額３０万１千円を合わせた補正額は４１万７千円となります。

補正予算書の２３ページをご覧ください。

債務負担行為設定額につきましては、令和４年度から令和１２年度までの９年間、県・市の利子補給が生じることから、「豪雪対応農業・漁業経営フォローアップ資金利子補給金」として、１０３万３千円の限度額を設定するものであります。

続きまして、資料ナンバー３－１、事業説明書の１３ページをお願いいたします。

６款１項３目、農業振興費、７４事業、ネットワーク型園芸拠点整備事業費につきましては、１億３，９７５万３千円の補正をお願いするものであります。

補正額の財源内訳ですが、県支出金として１億１，９６６万円、一般財源として２，００９万３千円であり、歳入の補正をあわせて行います。

本事業は、高収益作目のねぎの生産拡大により、複合型生産構造への転換を加速させ

るため、メガ団地等の整備により、一層の生産拡大を図るものであります。

事業の概要であります、（１）事業実施主体は、農事組合法人大曲農産はびねすであり、対象品目は、ねぎ５．１ヘクタール、大根１４ヘクタールであります。

（５）の補助率は、①の国事業、大規模園芸拠点パワーアップ整備事業では、国、県、市が合わせて１００分の７５を補助します。

事業内容は、ねぎでは、育苗用ハウス、予冷库、播種機、収穫機等。

大根では、トラクター、防除機、収穫機等であります。

②の県事業、大規模園芸拠点施設等整備事業は、国事業の該当にならない事業を県・市が支援するものであり、県、市合わせて１００分の６０であります。

ねぎでは、管理機、フォークリフト等、大根では、播種機、調製作業ハウスなど農業専用ではない機械・設備や事業費５０万円に満たない機械等に対する補助となっております。

以上、令和３年度大仙市一般会計補正予算（第１号）のうち、農業振興課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

○委員長（大山利吉） つぎに、農林整備課所管分について、説明を求めます。

佐藤農林整備課長。

○農林整備課長（佐藤治彦） それでは議案第５８号、令和３年度大仙市一般会計補正予算（第１号）のうち、農林整備課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー３、令和３年度大仙市補正予算４月補正、１４ページと、資料ナンバー３－１、主な事業の説明書の１４ページをご覧ください。

主な事業の説明書により、説明させていただきます。

６款２項１目２１事業、新規事業の豊かな森づくり推進事業費であります。

補正額、１，５１６万１千円、補正後の額も同額であります。

財源の内訳といたしましては、全て一般財源となっておりますが、全額森林環境譲与税を活用いたします。

1のPlanをご覧ください。

事業の目的であります。守り継いだ森林の好循環利用と高能率生産体制の整備を図るとともに、昨今の豪雨災害により森林の荒廃が危惧される中、山地災害の未然防止ときめ細やかな森林整備を推進するものであります。

4のACTをご覧ください。

補正理由であります。大仙市豊かな森づくり振興プランを策定したことから、早期にプランの実行に向けた取り組みを推進し、具体化するための事業であります。

その具体的な事業の内容であります。森林経営管理制度森林整備事業、山地災害未然防止事業、森林再生支援事業及び森林作業道再整備支援事業の4事業となっております。

初めに、森林経営管理制度森林整備事業につきましては、森林経営管理制度事業に基づき森林経営管理集積計画を大仙市と締結した森林の保育管理や巡視を行うもので、予算額は71万4千円となっております。

次に、山地災害未然防止事業につきましては、災害発生時に民家、公共施設への影響が高い山林の災害未然防止を図るための森林整備を行うものであります。また、過去に起こった災害により通行が困難となった既存林道の機能回復を図り、山林の荒廃を防止するもので、予算額は794万7千円となっております。

次に、森林再生支援事業については、木材価格の低迷により森林の循環利用が停滞しており、また、標準伐期齢を過ぎ大径木化した木材は製材としての需要が低下し価格も下落することから、林齢が60年以上で大径木化した森林の主伐や再造林を促進し森林の循環利用につながる森林再生を支援するものであります。補助率については、事業費の10パーセント、1ヘクタール当たり上限15万円の助成をするもので、予算額は150万円となっております。

最後に、森林作業道再整備支援事業であります。過去に森林施業のために設置した森林作業道は、2回目以降に間伐する際には国庫補助事業の対象とならないことから、豪雨等で破損した作業道は森林所有者等が自ら行っておりました。破損した作業道を放置されることで、豪雨時に山腹崩壊の要因になることから、作業道の排水対策や補修再整備に係る費用を支援するものであります。補助率については、事業費に対し10パー

セントを助成するもので、予算額は５００万円となっております。

次に、資料ナンバー３－１、主な事業の説明書の１５ページをご覧ください。

６款２項１目２２事業、新規事業の森林の魅力増進事業費であります。

補正額、１４５万円、補正後の額も同額であります。

財源の内訳といたしましては、全て一般財源となっておりますが、全額森林環境譲与税を活用いたします。

１のPlanをご覧ください。

事業の目的であります、森林資源の有効活用を図り、多くの市民が森林の公益的機能を享受し、併せて、担い手育成支援、森林の公益的機能の普及啓発を行うものであります。

４のACTをご覧ください。

補正理由ですが、前事業と同様に早期にプランの実行に向けた取り組みを推進し、具体化するための事業であります。

事業の内容であります、大仙市フォレストパートナーシップ事業及び林業従事者雇用支援事業の２事業となっております。

初めに、大仙市フォレストパートナーシップ事業につきましては、意欲と能力のある林業経営体、森林組合、秋田県の関係団体が大仙市と共同で、担い手の確保やスマート林業の導入などの課題に取り組むことで森林業界全体の連携強化を図ります。令和３年度の取り組みといたしましては、中学生や高校生を対象とした林業体験学習の場を設け、林業の魅力を周知し、担い手となり得る学生が職業としての林業を認知する機会の創出を図るもので、予算額は２０万円となっております。

次に、林業従事者雇用支援事業につきましては、林業従事者として現場で活躍するために、多くの資格が必要となります。資格取得に係る講習費は国や県の事業により支援されますが、取得に係る研修期間は長期に及ぶことから、経営体にとって大きな負担となっております。

新規に林業従事者を雇用した経営体に、１人当たり１５万円を助成し、雇入れしながら林業従事者を育成する経営体を支援いたします。

また、経営体が市の経営管理実施権配分計画の認定を受けて、森林経営管理制度事業の推進に取り組む場合は、１０万円を加算して助成するもので、予算額は１２５万円となっております。

次に、資料ナンバー３－１、主な事業の説明書の１６ページをご覧ください。

６款３項１目１２事業、継続事業の鮭資源等確保活用事業費であります。

補正前の額１，８８５万５千円に対し、６１０万５千円の補正をお願いし、補正後の額は、２，４９６万円となります。

財源の内訳といたしましては、全て一般財源となっております。

４のＡＣＴをご覧ください。

現在の大仙市営水産ふ化場は、昭和５５年に建築され築４０年以上経過しており、施設器具等の老朽化が危惧されており、また、地下水の水量についても不安を抱えております。このことから、現在地で改築し長寿命化する可能性を探るほか、移転も含めて検討するための基礎資料となる調査を実施するものです。

調査内容につきましては、ふ化場で一番重要な水源の状況を把握するため、調査箇所を２カ所選定し、９月から３月にかけてモニタリング調査をするもので、予算額は６１０万５千円となっております。

以上、議案第５８号、令和３年度大仙市一般会計補正予算（第１号）のうち、農林整備課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。はい、鎌田委員。

○２５番（鎌田 正） 課長、あなた初めて来て、ちょっと質問するやつ気の毒だども、この豊かな森づくりの推進事業、一番最後の令和３年度の事業概要について、１番と２番は市が実施主体であって、３、４が経営体なことだけれども、２番と３番を抱き合わせで事業でざるが。災害未然防止事業と再生支援事業と一緒にでざるが。

○委員長（大山利吉） はい、佐藤課長。

○農林整備課長（佐藤治彦） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、２番と３番、一緒に事業ができるかということでありましてけれども、若干内容が違いますので、事業は一緒にはできないということで、よろしくお願いします。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○２５番（鎌田 正） 大体んだべど思ってたんだども、これって、２番の方、未然防止事業、これ、結構、去年の豪雨で、うちの方で山崩れあって、民家どが、非住家ど

が被害あったとごだども、そういった後ろの山どがって、この山を整備っていうか、それできますか。崖地は当然崖地の別の事業だと思うんだ。その上の方の山どがって整備でざるもんだっしか。

○委員長（大山利吉） はい、佐藤課長。

○農林整備課長（佐藤治彦） ただいま、家の後ろが崩れそうなときはできるかというご質問だと思いますけれども、まず、基本的に森林は森林所有者のものでありまして、その人とお話をしながら、こういう事業があるけれども実施しないかということで、交渉しながら進めていくことで考えております。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 当然、あなたが今言ったように、それは当然山主と相談しねばでざるの当然だけれども、そういったところでざるがということだ、簡単に言えば。

治山工事は別の事業でやるがら、上の方の山の方、この未然防止事業でできますかということ。

○委員長（大山利吉） はい、佐藤課長。

○農林整備課長（佐藤治彦） 他の事業で救えないところに関して、この事業を使って活用して進めていきたいと考えております。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 課長わりな。おめさ質問するいじ気の毒なところあるどもよ。

崩れたところは治山工事でやれることは十分我々も分かる。市でも、あるいは県の事業でやれるんだども、崩れたのり面は別だけれども、その崩れる上の方の山の部分をこれですみますかと、この事業で。もちろん所有者と協議するやつは当然だけれども。

○委員長（大山利吉） はい、新田主査。

○農林整備課主査（新田知幸） 危険箇所の未然防止というふうなことなので、これに例えば市道だとか林道だとか保全対象があった上で、この事業を適用していきたいと考えております。まず、なかなか山の奥山の方で、復旧が難しいようなところに関しては、こういう事業はちょっと適用にならないというふうに考えてはいるんですけれども、その部分に関しても地権者等とお話を伺いながら対応については検討していきたいと考えております。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 私が言ってるのは、もちろん今新田さん言ったこと分かるども、

例えば崩れた場所の上の方全部、奥までなんて到底できるわけでないし、８００万足らずのお金でやれるわけではないけれども、例えば崩れた上のすぐ上の、例えば５０メートル程度で、こういった事業できますかということだ。

難しいが。難しいばあどでいい。

それから、もう一つ。

３番目の再生支援事業だけれども、金額微々たるもんだがらなんともなんねども、今盛んに間伐事業で１ヘクタール当たり、地権者さ１町歩当たり２０万円しかこねごどだけれども、実際これ４０万円入ってるんだっしべ、国がら。そして、森林組合通していがねばでぎねがら、森林組合さ２０万円下りで、私ども地権者に２０万円しかこねわけだ。１町歩当たり。そして、これを見ると樹齢６０年以上ということだがら、結構太い木だども、これたった１５０万円くらいではたかが知れてるども、それ一旦補助金もらった山にも、こういうごど対応できるんだっしか。

○委員長（大山利吉） はい、新田主査。

○農林整備課主査（新田知幸） 植栽に関しても国庫補助があるので、それにかさ上げするというかたちで、補助したいと考えております。補助金をいただいた上に、その補助をかさ上げするようなことを考えております。

○委員長（大山利吉） はい、佐藤課長。

○農林整備課長（佐藤治彦） 植栽するには、国等の事業がありますので、その事業にかさ上げするということで考えてございます。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。はい、秩父委員。

○６番（秩父博樹） 鮭資源等確保活用事業費について、ふ化場の改築移転等可能性調査の場所、今のところ、その調査の予定場所って、どの辺を予定されているのか。

○委員長（大山利吉） はい、佐藤課長。

○農林整備課長（佐藤治彦） ボーリング調査の箇所でありますけれども、現在、市有地とか、財産区など用地のほか、用地取得の協力が得られる民有地等も検討しまして、地下水が豊富なことが必要でありますので、そういうふうな土の状況、地形の状況を踏まえて、現在地も含めたかたちで検討するということで考えてございます。

○委員長（大山利吉） 秩父委員、よろしいですか。

○６番（秩父博樹） まだ場所は未定だっていう認識でいいんだっしよね。

○委員長（大山利吉） はい、佐藤課長。

○農林整備課長（佐藤治彦） 場所は、まだ未定ということでお願いいたします。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 質問がないようですので、これで質疑を終結いたします。

以上で、農林部所管にかかる議案審査は終了いたしました。

なお、討論・表決につきましては、最後に一括で行います。ご苦労様でございました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

準備が整い次第、再開いたします。

午後 2時26分 休 憩

午後 2時29分 再 開

○委員長（大山利吉） それでは休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

つづいて、経済産業部所管分について、審査してまいります。

はじめに、富樫経済産業部長からご挨拶があります。富樫部長。

○経済産業部長（富樫真司） 長時間におよぶご審議ご苦労様でございます。

そして、故橋本五郎議員のご逝去につきましては、哀悼の心をささげたいと思います。

経済産業部の審査に当たり、一言ご挨拶というふうなことでございますが、私ども4月の定期人事異動によりまして、経済産業部長を拝命しました富樫でございます。

市役所生活30年、もう少しなるわけですがけれども、その半分が広報というふうなことで、この行政マンの半分以上を費やして学んできましたことを肝に据えながら、これからの取り組みに役立たせたいと思っておりますので、議員の皆様方には引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたしたいと思っております。

ここで、本日の委員会に出席している職員をご紹介します。

商工業振興課、課長の熊谷直栄でございます。

主幹の今野智でございます。

そして、副主幹の畑山由美子でございます。

続きまして、花火産業推進課の課長の竹村宏之でございます。

そして最後は、主査の伊岡森洵でございます。

さて、本年度の組織機構の改編では、地域産業人口等新産業に関するまちづくりに推進するということで、経済産業部の機能強化が図られたものというふうに思っております。

すが、企業商工課が商工業や雇用対策を強化するために商工業振興課、そして企業団地の体制強化ということで、企業立地推進課に再編になったところでございます。そこに花火産業構想をより推進するというような目的で花火産業推進課、このような三つの課と花火伝統文化継承資料館のはなび・アム、こちらの施設が構成されます新たな経済産業部がスタートしたところでございます。

現在は、全国的に新型コロナウイルスの拡大の危機的状況の中、老松市長の所信表明にあったように、命と健康を守り、経済産業を回復させるコロナ禍からの力強い復興、そして市民がもっとも関心を持っている雇用、就労、商工業、雇用を生む本市発展の原動力となる地元商工業の振興と企業誘致の実現に向けて、職員一丸となりまして、まい進してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日の委員会審査では、商工業振興課と花火産業推進課の所管の報告第4号、令和2年度一般会計補正予算の専決処分報告と議案第58号、令和3年度一般会計補正予算について、審査をお願いします。両方とも新型コロナウイルス関係の予算になっておりますので、詳細につきましては、この後担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

はじめに、報告第4号のうち、経済産業部所管分についてを議題といたします。

はじめに、商工業振興課所管分について、説明を求めます。熊谷商工業振興課長。

○商工業振興課長（熊谷直栄） 報告第4号、令和2年度大仙市一般会計補正予算の専決処分報告につきまして、商工業振興課所管分について、ご説明申し上げます。

資料のナンバー2をお願いいたします。

タイトルが、令和2年度大仙市補正予算3月専決でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

5款労働費のうち、事業の番号63、科目名が緊急雇用助成金についてであります、補正前の額、1,150万円に対して、補正額が、1,100万円の減額補正となっております。

この事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を理由に失業された方を正規雇用した会社等に対して助成金を交付し、就業機会拡大を図ることを目的としたも

のですが、年度内の申請数が確定したことから、今回専決処分として国県支出金の地方創生臨時交付金について、1, 100万円を減額補正するものであります。

次に、資料の21ページをお願いいたします。

7款商工費のうち、事業の番号69から80番の6件について、ご報告をいたします。

はじめに、事業番号69、科目名が新型コロナウイルス感染症対策資金融資関連事業費についてであります。補正前の額、2億2, 007万8千円に対して、補正額が、1, 455万1千円の減額補正となっております。

この事業については、コロナ禍の影響を受ける市内中小企業の資金繰り対策として、既存の融資制度とは別枠で、市が保証料の負担及び利子補給を行う融資制度を新たに設けることを目的としたものですが、3月末で申請数が確定したことから、今回専決処分として国県支出金の地方創生臨時給付金について552万7千円の増額補正並びに一般財源2, 007万8千円を減額補正するものであります。

次に、事業番号71、科目名が経営維持特別小口融資関連事業費についてありますが、補正前の額、2, 384万1千円に対して、補正額が、1, 625万2千円の減額補正となっております。

この事業については、資金繰り対策支援として、市が行う融資制度について、限度額を300万円と小口にし、市が保証料に加え利子負担を行うこととした、さらなる追加の融資枠を設け、中小、零細事業者等の資金繰り対策を支援することを目的としたものですが、3月末で申請数が確定したことから、今回専決処分として国県支出金の地方創生臨時給付金について758万9千円の増額補正並びに一般財源2, 384万1千円を減額補正するものであります。

次に、事業番号72、大仙エール飯スタートアップ事業費についてありますが、補正前の額、750万円に対して、補正額が、334万1千円の減額補正となっております。

この事業については、コロナ禍における飲食店のテイクアウトや配達サービス等を開始する事業者に対し、必要となる消耗品や広告宣伝経費について支援を行うことを目的としたものですが、申請事業者数が確定したことから、今回専決処分として国県支出金の地方創生臨時給付金について415万9千円の増額補正並びに一般財源750万円を減額補正するものであります。

次に、事業番号73、飲食店プリペイドチケット支援事業費についてありますが、

補正前の額 50 万円に対して、補正額が、17 万 2 千円の減額補正となっております。

この事業については、飲食費代を飲食店に先払いして購入するプリペイドチケットの販売について市内商工団体等が実施する際の印刷経費・広告宣伝費を補助することを目的としたものですが、実績額が確定したことから、今回専決処分として国県支出金の地方創生臨時給付金について 32 万 8 千円の増額補正並びに一般財源の 50 万円を減額補正するものであります。

次に、事業番号 75、プレミアム付地域商品券発行事業費についてであります。補正前の額 3 億 3,925 万 5 千円に対して、補正額が、8,618 万 9 千円の減額補正となっております。

この事業については、市内全世帯を対象としたプレミアム付地域商品券を発行することで市内における消費喚起を図ることを目的としたものですが、3 月末で利用件数が確定したことから、今回専決処分として国県支出金の 1 億 2,094 万 5 千円の減額補正並びに一般財源の 1,158 万 6 千円を増額補正するものであります。なお、その他の財源、2,317 万円については、地域商品券の未換金分となっております。

次に、事業番号 80、経営維持臨時給付金事業費についてであります。補正前の額、3 億 6,137 万円に対して、補正額が、2 億 3,349 万 1 千円の減額補正となっております。

この事業については、コロナ禍で売り上げが減少している中小企業及び個人事業主等に対して、一事業所当たり 20 万円の給付金を支給することを目的としたものですが、申請数が確定したことから、今回専決処分として国県支出金の地方創生臨時給付金について 9,248 万 9 千円の増額補正並びに一般財源の 3 億 2,598 万円を減額補正するものであります。

以上、商工業振興課所管分の補正予算の専決処分についてご報告申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

○委員長（大山利吉） 次に、花火産業推進課所管分について、説明を求めます。

竹村花火産業推進課長。

○花火産業推進課長（竹村宏之）　続きまして、花火産業推進課所管分についてご説明いたします。

資料ナンバー 2、令和 2 年度補正予算書 21 ページをご覧ください。

7 款商工費 1 項 4 目 7 2 事業、体験型修学旅行誘致事業費（新型コロナウイルス対策）です。

補正前の額 2, 000 万円、補正額 1, 569 万 5 千円の減額、補正後の額 430 万 5 千円です。

当初、財源として観光庁の新型コロナウイルス対策事業を活用する計画としておりましたが、助成事業としては採択されなかったため、同じく国の新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金を活用することとし、財源の振り替えを行ったものであります。

また、当初、8 校の修学旅行誘致を目標とし、5 校から申し込みがありましたが、秋以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、キャンセルが生じ、実際の来訪が 1 校にとどまったため、実績に伴う減額補正を行ったものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉）　説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉）　ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

○委員長（大山利吉）　次に、議案第 58 号のうち、経済産業部所管分についてを議題といたします。

はじめに、商工業振興課所管分について、説明を求めます。熊谷商工業振興課長。

○商工業振興課長（熊谷直栄）　議案第 58 号、一般会計補正予算の商工業振興課所管分について、ご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー 3、令和 3 年度大仙市補正予算（4 月補正）と、資料ナンバー 3-1、令和 3 年度補正予算(案)（4 月補正）となります。

はじめに、資料ナンバー 3、令和 3 年度大仙市補正予算（4 月補正）をご覧ください。

資料ナンバー 3 の 15 ページをお願いいたします。

7 款商工費のうち、事業の番号 7 1 から 7 7 までの 3 件が、商工業振興課所管分であります。

3 事業とも、コロナ禍における市内事業者支援対策として行う事業ですが、事業と補正予算の概要につきましては、後ほど、別添資料の主な事業の説明書でご説明をいたします。

なお、事業の番号 7 1、経営維持特別小口融資関連事業費については、市内事業者を対象に、市が保証料・利子を負担する特別融資制度の継続を行うものですが、来年度以降の利子補給に係る予算について債務負担が必要となります。

債務負担行為の関係につきましては、別に、資料の 2 3 ページをお願いいたします。

下段の経営維持特別小口融資関連事業費について、利子補給に係る支出負担行為として、限度額及び当該年度以降の支出予定額ともに 6, 0 3 2 万 4 千円、財源を一般財源としてご承認をいただきたく、お願い申し上げます。

次に、一般会計補正予算の、商工業振興課所管分の「事業の概要」についてご説明をいたします。

ここで資料を別添、資料のナンバー 3 - 1 「令和 3 年度補正予算(案) 4 月補正 主な事業の説明書」をお願いいたします。

資料ナンバー 3 - 1 の 1 7 ページをお願いいたします。

事業名は、経営維持特別小口融資関連事業費であります。

補正額が 9 1 1 万 6 千円、財源内訳として、国庫支出金・地方創生臨時交付金が 9 1 1 万 6 千円となっております。

1 の事業の目的ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した市内中小企業の資金繰り対策として、市が融資制度を設け、市が利子及び保証料の全額を負担することで、事業者の経営安定に資することを目的としております。

2 のこれまでの実績ですが、令和 2 年 5 月に制度を設けており、限度額を 3 0 0 万円とし、「マル仙再興枠」として融資を開始しておりますが、承諾件数が 3 5 5 件を数え、多く利用者にご利用いただいております。

3 の問題と課題についてですが、3 C h e c k の後半部分に記載のとおり、コロナ禍の終息状況や社会情勢を注視しながら、制度の継続を検討する必要があります。

4 の事業の概要についてですが、4 A c t の項目内の一覧表に記載しております、網掛けの部分、制度名「マル仙再興」が、今回の事業の概要となっております。

概要は、融資限度額が３００万円、保証期間が１０年以内、据え置きが３年以内、利子、保証費についても通常年０．８パーセント程度ですが、表内左側に記載のとおり、全額市の負担となっております。

説明書の一番下の部分の表に、補正の内容を記載しております。

保証料、利子補給金の合計が、９１１万６千円、来年度以降の利子補給に係る債務負担行為限度額が、６，０３２万４千円となっております。

次に、資料の１８ページをお願いいたします。

事業名は、経営再興支援事業費で、新規の事業であります。

補正額は、６，２３３万３千円、財源内訳は、国庫支出金として地方創生臨時交付金が６，２３３万３千円となっております。

１の事業の目的ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食業のほか、関連して、卸・小売業、生活関連サービス業の経営環境が厳しい状況であるため、これらの業種の事業所に対して、幅広く支援を行うことを目的としています。

２のこれまでの実績と関連して、３の課題と共通いたしますが、これまで、テナント事業者等支援、自動車運転代行業支援、酒蔵支援、加えて３Ｃｈｅｃｋに記載している、経営再興支援、経営維持臨時給付金、さらに飲食店を対象とした、飲食店応援給付金と支援を行ってまいりましたが、コロナ禍の経済的影響が、長期化するとともに、多方面の分野に拡大しており、さらなる支援が必要となっております。

４の事業の概要についてですが、（１）対象事業所については、令和２年度の経営維持給付金を受給した事業所に新規開店分を加えた事業所を対象として、卸・小売業、生活関連サービス業などを対象としております。

※印のアンダーラインに記載のとおり、今回の経営再興支援事業では、昨年に、飲食店応援給付金等を受給している飲食店等を対象としておりませんが、これは、これまで支援が薄かった、飲食店の経営悪化に関連した、卸・小売業、生活関連サービス事業所を支援しようという趣旨でございます。

なお、飲食店等に対する市の追加支援対策については、次にご説明いたします、飲食店内の感染防止の備品整備等への支援を、新規に実施させていただきたく、後ほどお諮りいたします。

４月以降、飲食店の経営が厳しい状況であることは承知しているところですが、飲食店に対する支援としましては、報道で周知されているとおり、５月上旬を目途に、県の

「秋田県飲食店緊急支援事業」が実施される見通しとなっております。飲食店の支援につきましては、県と連携を図りながら、引き続き、きめ細かな支援を行ってまいります。

経営再興支援事業の概要に戻りますが、（２）の給付額については、一事業所当たり２０万円の給付、複数事業所は４０万円。

（３）の対象事業については、①の３５３件から、②の飲食店応援給付事業所を除き、複数事業所、新規事業所の見込み件数を加えた、合計３１１事業所を想定しております。

予算の内訳、実施スケジュールの「案」については、記載のとおりでございます。

次に、資料の１９ページをお願いいたします。

事業名は、飲食店等感染予防対策支援事業費で、新規の事業であります。

補正額は、４，３２８万３千円、財源内訳として、国庫支出金・地方創生臨時交付金が４，３２８万３千円となっております。

１の事業の目的については、大仙保健所管内において、４月以降、感染者が増加しておりますが、飲食店等が自ら行う感染予防対策への取り組みを促進し、安全・安心な飲食の場を提供することにより経営の維持を図っていただくための感染防止対策に要した経費を補助することを目的としております。

４の事業の概要についてですが、○印、対象事業所は、市内の飲食店及び宿泊業等事業所として、補助対象経費は、本年４月１日以降に設置や整備を行った感染予防に関する備品や業務委託などで、詳細については、記載のとおりでございます。

※印、消耗品のみについては、県が行う同種の事業を参照し、３万円以上を対象としております。

給付額は、一事業所当たり、上限を１０万円、補助率は１０分の１０、複数事業所の場合は２０万円としております。

申請及び添付書類、受付期間等の案につきましては、記載のとおりであります。予算補正のご承認をいただき次第、速やかに申請受け付けを開始したいと考えております。予算の内訳につきましては、説明書の下段、表内に記載のとおりでございます。

以上、商工業振興課所管分の補正予算の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、どうぞお願いいたします。はい、秩父委員。

○６番（秩父博樹） 二つあります。

一つ目、経営再興支援事業の、今回これ、前に鎌田議員からここの場であった、飲食店の関連する業者に対するところが、そこに手厚くという意味合いなのかなと聞いたところですけど、前に確か中小企業、対象に、給付金、前、去年したと思うんですけど、そこってこれ対象になるのか、ならないのか。

○委員長（大山利吉） はい、熊谷課長。

○商工業振興課長（熊谷直栄） 今回、対象になります。

去年、臨時給付金ということで、20万円、経営が落ち込んでいる皆さんに一律にお配りしている皆さんが対象で、その中で、今回は飲食店の方にはちょっとこれまで何度か出てるので、ちょっと今回は見送らせてもらいますが、それ以外全部含みますので、対象になります。

○委員長（大山利吉） はい、秩父委員。

○6番（秩父博樹） せば、去年給付もらった人たちも、今回これ申請すればもらえるっていう認識でオッケーですかね。

○委員長（大山利吉） はい、熊谷課長。

○商工業振興課長（熊谷直栄） はい、そのとおりでございます。

去年の給付金をいただいている皆さんは、登録も終わってますので、ダイレクトメールで即使ってくださいということでお送りします。

○委員長（大山利吉） はい、秩父委員。

○6番（秩父博樹） 分かりました。現場の方にそうお伝えします。

もう一つ、次の飲食店等感染予防対策支援事業費で、対象の飲食店の方にも通知はもう事前に出されているかと思うんですけど、領収書取っててくれっていうやつ、それで、今話聞いたら、まず4月1日以降ということだったんだけど、3月の領収書もしあったとしても、それは対象にならないっていう認識でよろしいですかね。

○委員長（大山利吉） はい、熊谷課長。

○商工業振興課長（熊谷直栄） どうしても行政という組織上、単年度事業といいますか、単年度予算の大原則がありますので、年度を超えた分を今年度の支出でということは、どうしても行政上の組織上不可能でございますので、大変申し訳ないところなんですけど、3月以前のものは今回はちょっと対象からは外していただかざるを得ないと考えております。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 質疑がないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

○委員長(大山利吉) 次に、花火産業推進課所管分について、説明を求めます。

竹村花火産業推進課長。

○花火産業推進課長(竹村宏之) 続きまして、花火産業推進課所管分についてご説明いたします。

資料ナンバー3、令和3年度補正予算書15ページ、主な事業の説明書20ページをご覧ください。

7款商工費1項4目72事業、体験型修学旅行誘致事業費(新型コロナウイルス対策)でございます。

補正額は961万円、財源の内訳は国の地方創生臨時交付金であります。

事業の目的は、花火をテーマにした体験型修学旅行誘致の実証事業を行い、自走化を目指し地域経済の活性化を図るものであります。

これまでの実績としまして、令和2年度も同事業を行っており、生徒が花火打ち上げの企画演出に携わる体験プログラムが高評価を得ております。

課題としましては、昨年度8校の目標に対して5校の申し込みがありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、4校がキャンセルとなり十分な実証結果を得ることができなかったことであります。

今年度の事業概要ですが、秋に行われる修学旅行を想定しており、訪問先の選定作業がすでに始まっていることから、今回補正をお願いするものであります。

また、モニター校の募集につきましては、秋田県内の学校を対象とし、花火観覧のほか、はなび・アム訪問、花火工場見学、模擬花火玉づくり体験を行います。

事業費の主な内訳は、旅行会社のモニター校募集業務、花火工場の見学及び模擬玉づくり体験業務、花火打ち上げ業務、花火会場設営・運営関連業務等の委託費等でございます。

今後、新型コロナウイルスの感染拡大状況が落ち着き、県外への移動に問題がない状況になれば、募集の対象範囲を北東北3県に広げることも想定しております。

いずれにいたしましても、本事業を進めるに当たりましては、慎重な対応が求められますので、受け入れる側としての基準を設けるなど、適切な判断で臨んでまいりたいと

考えております。

続きまして、資料ナンバー 3、令和 3 年度補正予算書 18 ページをご覧ください。

11 款災害復旧費 4 項 1 目 10 事業、観光施設災害復旧事業費（単独分）のうち花火
伝統文化継承資料館分についてご説明いたします。

補正額は 120 万円、財源の内訳は建物損害共済金です。

これは、今冬の大雪で生じた、はなび・アム別館（旧産業展示館）屋根のへこみ部分
の修繕を行うものであります。

職員が降雪時に駐車場はじめ施設周りの除排雪作業を行っていますが、作業が追い付
かなかったこともあり、今後は、再発防止のため、巡回と徐排雪作業の頻度を増やして
対応してまいりたいと思っております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますよう、よろ
しくお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 質問がないようですので、これで質疑を終結いたします。

以上で、経済産業部所管に係る議案審査は終了いたしました。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。ご苦勞様でございました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

準備が整い次第、再開いたします。

午後 3 時 5 分 休 憩

.....

午後 3 時 7 分 再 開

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

報告第 4 号、専決処分報告について（令和 2 年度大仙市一般会計補正予算（第 21 号））
を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。本件につきましては、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

○委員長（大山利吉） 次に、議案第５８号、令和３年度大仙市一般会計補正予算（第１号）を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（大山利吉） 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これを持ちまして、企画産業常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

午後 ３時 ８分 閉 会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 月 日

企画産業常任委員会委員長 大 山 利 吉